## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子 福祉資金貸付条例を廃止する条例に関する貸付及び償 還事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例に関する貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県知事

## 公表日

令和7年10月10日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による福祉 資金の貸付、償還に関する事務				
②事務の概要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する(父子・寡婦についても準用)。 具体的な事務は、貸付けの事務、償還指導、福祉資金システムの運営管理、収入調定、未収対策、貸付停止、辞退等変更、福祉資金の借受者等の破産に関する事務、欠損処分、催告書、督促状の発行、償還金の支払い猶予、繰上償還、完納通知の発行、福祉資金借受者の所在調査等				
③システムの名称	福祉資金システム				
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名				
都道府県知事保存本人確認情	<b>青報ファイル</b>				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表63の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第34 条1、2号				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
	/ 選択時へ				

①実施の有無	[  実施する	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法別表第二号)第34条1、2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第	の主務省令で定め 8号に基づく主務省 の主務省令で定め	省令第2条の表88の項 る事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7 省令第2条の表42の項、105の項 る事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7 2、3、4、5号

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

·神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714

・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話045-210-1111 内線4671 •平塚保健福祉事務所保健福祉課

〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21

電話0463-32-0130

・平塚保健福祉事務所奏野センター保健福祉課 〒257-0031秦野市曽屋2-9-9

電話0463-82-1428

·鎌倉保健福祉事務所保健福祉課

〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900

鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課

〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811

•小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000

・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111

• 平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173

•厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111

・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0014 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話045-210-1111 内線4671

• 平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 雷話0463-32-0130

・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031秦野市曽屋2-9-9 電話0463-82-1428

·鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900

・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32

•小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1

・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111

・平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173

•厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111

・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0021 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948

### 9. 規則第9条第2項の適用

1適用した

適用した理由

連絡先

請求先

電話046-882-6811

雷話0465-32-8000

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		7年4月28日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		7年4月28日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 布機関については、それ	] ぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び: 3) 基礎項目評価書及び: (価書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	<b>消去</b>					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> ( ) 特に力を入れている ( ) 十分である ( ) 2) 十分である ( ) 課題が残されている					
判断の根拠	複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っており、業務システムにおいて、担当業務に 必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。					
9. 監査						
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂 正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.取扱者 数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂 正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当 部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂 正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子 ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取 扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子 ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更による修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)別表第一 の43の項	番号利用法(平成25年法律第27号)別表63の 項	事後	法改正による変更
令和7年10月10日	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	旬	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表88の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第7号)第34条1、2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表42の項、105の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務 省令第7号)第19条1、2、3、4、5号、第44条 1、2、3、4、5号	事後	法改正による変更
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正